

行政経営会議 事業書

開催日：令和7年10月23日（木）

担当課：まちづくり部 まちづくり総務課

件 名：大和市都市計画マスタープランの改定について

提出理由：大和市都市計画マスタープランの一部を改定するにあたり、素案の内容について了承を得るため

内 容：

1. 都市計画マスタープランについて

- ・都市計画法において、都市計画区域を有する全ての市町村で策定が義務付けられている計画。
- ・市町村の総合計画や、都道府県が定める方針に即してまちづくりの方針を定める必要がある。

2. 背景

- ・本市は、平成9年3月に、大和市都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」という。）を策定、令和3年4月には全体的な計画の改定を行い、これまで、計画に基づき土地利用の誘導や都市基盤の整備を進めてきた。
- ・そうした中、都市マスと大きく関わることとして、令和7年2月に第10次大和市総合計画（以下、「総計」という。）が策定されたほか、令和7年11月には、神奈川県により新たな「大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「区域方針」という。）が示される予定である。

3. 改定の概要

(1) 改定の基本的な考え方

- ・総計では、周辺地域の土地利用転換を考慮した土地利用の方向や、中央林間自然の森及び中央の森における新たなまちづくりと調和のとれた緑の活用の方針を定めた。
- ・また、新たな区域方針では、中央森林地区に関する緑と調和した新たなまちづくりの検討方針や、防災に関する復興まちづくりと土砂災害対策の方針が示される予定である。
- ・上記を踏まえ、都市マスの改定を行うことで、明るく楽しい未来の希望に満ち、元気があふれる「みんながつながる健幸都市やまと」の実現に向けた都市づくりの推進を図っていく。

(2) 主な改定内容

- ・都市マスにおける以下の掲載項目のうち、下線部を主に改定する。

〈掲載項目〉

はじめに

1. 都市計画マスタープランとは

経 過

R3.4 現都市マスの策定

R6.3 区域方針の見直しに関する庁議

R7.4 都市マス改定に係る庁内検討会議

R7.8 大和市都市計画審議会への説明・意見聴取

2. 都市計画マスタープラン改定の背景

3. 改定の方向性と構成

序章 計画の概要

1. 位置づけと役割

2. 目標年次

第1章 全体構想

1. 全体構想の考え方

2. 都市構造の形成経緯

3. 現況と特性

4. 社会を取り巻く状況

5. 都市づくりの視点

6. 目指す都市の姿・・・①

7. 都市づくりの方針・・・②

第2章 地域別構想

1. 地域別構想の考え方

2. 地域別構想・・・③

第3章 実現に向けて

1. 実現に向けた着実な推進

2. 進行管理と見直し

①第1章 6. 目指す都市の姿

- ・交通結節機能の強化の検討など、より便利で快適な移動環境の構築や、新たなインターチェンジ整備の可能性の検討など、広域交通ネットワークの充実を図る方向を示す。
- ・やまと軸上の2つの森（中央林間自然の森、中央の森）を含む市街化調整区域において、緑を保全するのみでなく、緑を活用しながら新たなまちづくりを進める方針を示す。

②第1章 7. 都市づくりの方針

- ・上記の目指す都市の姿の改定内容と整合を図る。
- ・企業誘致、観光誘客を促進する方向を示す。
- ・被災後の迅速な復興まちづくりに向け備えることや土砂災害対策に取り組む方向を示す。

③第2章 2. 地域別構想

- ・全体構想の改定内容と整合を図る。

(3) その他の改定

- ・上記のほか、総計等を踏まえた文言の整理などを行う。

今後の予定

R7.11 区域方針の告示（神奈川県）

議会への情報提供

R7.12 意見公募手続の実施

R8.3 都市マス（一部改定版）の発行